八　容器置場及び充塡容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

イ～ニ　（略）

ホ　充塡容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、常に温度四十度（容器保安規則第二条第三号に規定する超低温容器（以下単に「超低温容器」という。）又は同条第四号に規定する低温容器（以下単に「低温容器」という。）にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。第四十条第四号ハ、第四十九条第一項第四号、第五十条第一項第二号及び第六十条第一項第七号において同じ。）以下に保つこと。

ヘ～チ　（略）

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条　法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　容器（高圧ガスを燃料として使用する車両又は鉄道車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ～ヘ　（略）

三　（略）

四　圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第一項第十号の充塡可能期限年月を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充塡可能な期限を経過していないものである場合を除く。）。

（容器により貯蔵する場合の技術上の基準）

第二十三条　容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、次項各号に掲げる基準を適用する。

一～三　（略）

四　前三号の規定にかかわらず、容器が圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に固定した燃料装置用容器にあつては、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第一項第十号の充塡可能期限年月を経過していないものであること（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充塡可能な期限を経過していないものである場合を除く。）。

2　（略）

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条　前条に規定する場合以外の場合（次項に掲げる場合を除く。）における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四　（略）

八　容器置場及び充塡容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

イ～ニ　（略）

ホ　充塡容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、常に温度四十度（容器保安規則第二条第三号に掲げる超低温容器（以下「超低温容器」という。）又は同条第四号に掲げる低温容器（以下「低温容器」という。）にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。以下第四十条第一項第四号ハ、第四十九条第一項第五号、第五十条第二号及び第六十条第七号において同じ。）以下に保つこと。

ヘ～チ　（略）

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条　法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ～ヘ　（略）

三　（略）

（新設）

（容器により貯蔵する場合の技術上の基準）

第二十三条　容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、次項各号に掲げる基準を適用する。

一～三　（略）

（新設）

2　（略）

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条　前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四　（略）